

70歳～74歳のみなさまへ

8月からお使いいただく高齢受給者証を

7月下旬にご自宅へお送りします

※高齢受給者証の更新において今年度より所得証明書類の提出が不要となりました。

70歳から74歳の方が医療機関等で支払う一部負担金の割合は前年(受診月が1月～7月の場合は前々年)の所得に応じて「**2割**」または「**3割**」となります。新たに70歳になられる方には誕生日の翌月(1日生まれの方は当月)からの一部負担金の割合を記載した『高齢受給者証』を交付します。すでに『高齢受給者証』をお持ちの方には有効期限が7月末日(※1)ですので、毎年、前年の所得に応じて一部負担金の割合を見直し、新しい証をお送りします。

なお、国保組合では国の指導に基づき、**マイナンバー制度を利用してみなさまの所得情報を市区町村へ照会し(※2)**、一部負担金の割合を判定しています。

※1 年度途中で後期高齢者に移行する方は、75歳の誕生日の前日

※2 これまでは被保険者のみなさまから提出いただいた課税証明書等の所得証明書類から一部負担金の割合を判定していましたが、マイナンバー法に基づき、市区町村への所得情報の照会が可能になったことにより、所得証明書類の提出が不要となりました。

【高齢受給者証の一部負担割合の判定基準※】

住民税課税標準額	旧ただし書所得額 (70～74歳の方が2人以上いる場合は全員の合計額)	年間収入額 (70～74歳の方が2人以上いる場合は合計額が()内の額)	一部負担割合
145万円以上	210万円超	383万円以上 (520万円以上)	3割
		383万円未満 (520万円未満)	
145万円未満	210万円以下		2割

※ 一部負担割合の詳細な判定方法は裏面をご覧ください。



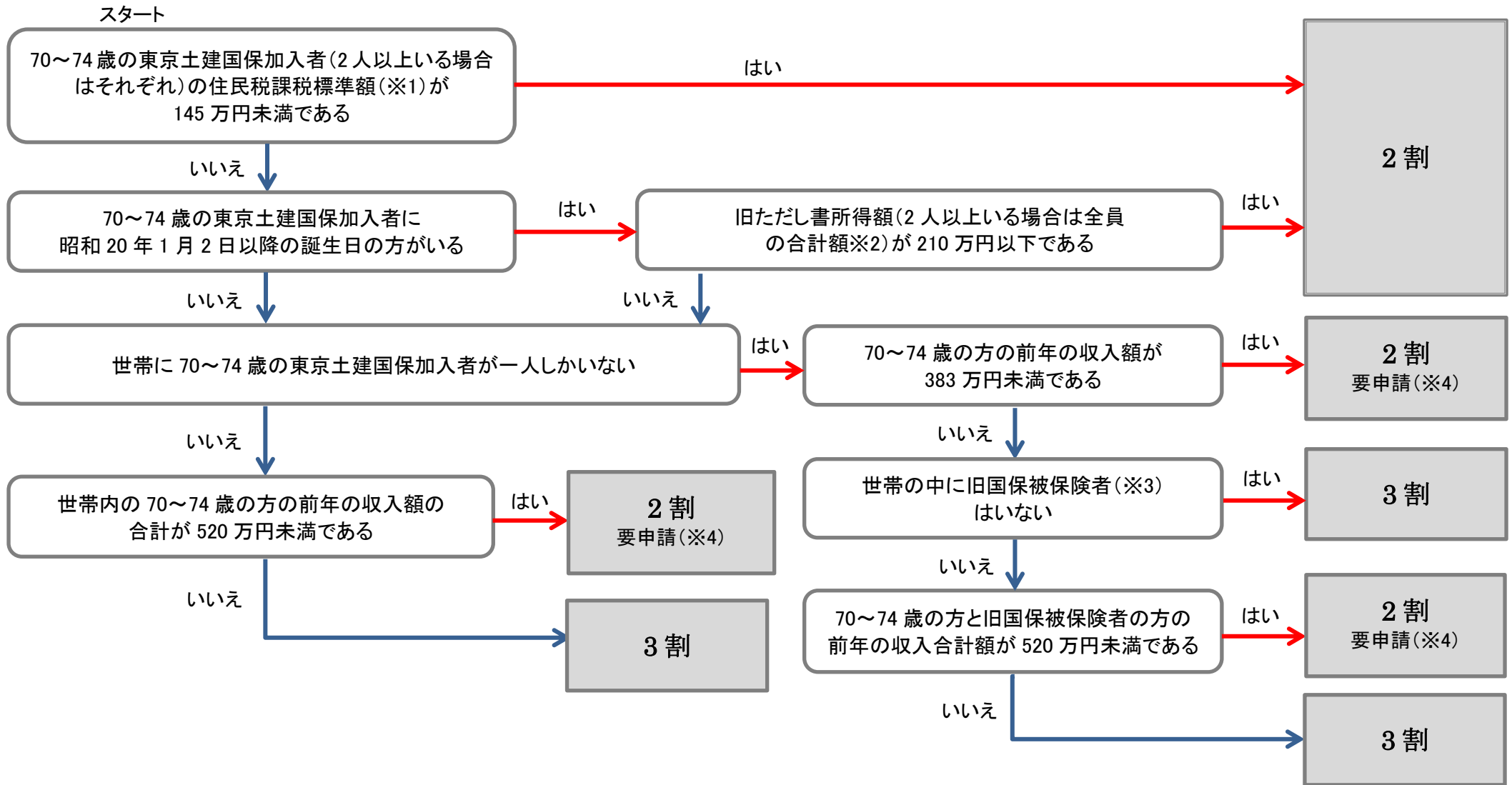
★ 高齢受給者証を紛失・破損したときは再交付が可能です。ご所属の支部にお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東京土建国民健康保健組合 資格課
電話 03(5348)2988

★一部負担割合の判定方法★



※1 **住民税課税標準額**とは、総所得金額及び株式・土地・建物等の譲渡金額等の合計額（退職所得は除く）から基礎控除（33万円）、社会保険料控除等の各種控除等を差し引いた額です。

※2 **旧ただし書所得額**とは、総所得金額等から基礎控除（33万円）を差し引いた額です。

※3 **旧国保被保険者**とは、後期高齢者移行に伴い東京土建国保の資格を喪失した方で、継続して同一の世帯に属する方です。

※4 住民税課税標準額や旧ただし書所得額による判定で一部負担割合が3割となった場合でも、年間収入額が基準額未満の場合は申請により2割になります。申請対象となる方には、**国保組合から基準収入額適用申請書をお送りします。**